

〈勤務条件〉 母子保健関係業務 会計年度任用職員

任用期間	令和8年4月1日から令和8年4月30日								
勤務時間	午前8時30分 から 午後5時15分 （休憩時間 正午 から 午後1時） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。								
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）勤務								
休日	土曜日及び日曜日、祝日								
給与	<table border="0"> <tr> <td>① 母子保健コンシェルジュ</td> <td>月額</td> <td>278,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>② 事務補助</td> <td>月額</td> <td>199,400</td> <td>円</td> </tr> </table>	① 母子保健コンシェルジュ	月額	278,500	円	② 事務補助	月額	199,400	円
① 母子保健コンシェルジュ	月額	278,500	円						
② 事務補助	月額	199,400	円						
手当等	時間外勤務手当、通勤手当を支給（支給額は条例等の定めるところによる。）								
休暇	年次有給休暇2日、その他特別休暇あり								
社会保険	加入となりません。								
雇用保険	加入となりません。								
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。								
その他	<p>(1) 給与等支給日は毎月21日（実績に応じて支給する手当等は翌月21日）</p> <p>(2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。</p> <p>(3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで延長されます。</p>								